

令和8年度盛岡市
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
事業者募集要項

1 募集の概要

盛岡市では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、以下「事業」という。）を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）を募集します。

(1) 事業の概要

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業であり、令和8年度から法に基づく新たな給付制度として本格実施されます。

(2) 事業の開始日

令和8年4月1日

(3) 募集の対象となる事業者

市内で保育所等を運営している次の事業者です。

一般型*	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等（小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を指し、居宅訪問型事業を除く。以下同じ。）、幼稚園、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設に限る。以下同じ。）、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
余裕活用型*	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等

*：一般型及び余裕活用型については2 (2) を参照。※

2 事業内容

(1) 対象となる子ども

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等、幼稚園、企業主導型保育事業を利用していない（教育・保育給付認定による施設型給付費等の支給を受けていない）0歳6か月から満3歳未満の子ども。なお、利用に係る年齢制限は、利用日時点を基準とします。

(2) 実施方式

事業の実施方式は、次のとおりとします。

一般型と余裕活用型を、併せて認可を受けることも可能です。

- ア 一般型（在園児合同）：専任職員を配置し、併設施設の在園児と合同で預かる方法
- イ 一般型（専用室独立実施）：専任職員を配置し、専用室で預かる方法
- ウ 余裕活用型：既存施設の利用定員の範囲内で、既存施設の職員配置において在園児と合同で預かる方法

(3) 実施方法

ア 利用時間の上限

乳児等支援給付認定を受けた子ども（以下「認定こども」という。）一人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位で実施します。

イ 利用予約受付、利用料の請求等

事前面談受付、利用予約枠の設定、利用予約受付、利用時間の管理及び利用料の請求等について、国が整備するシステム（こども誰でも通園制度総合支援システム、以下「総合支援システム」という。）により、実施事業者が行います

ウ 利用定員及び利用枠の設定

定期利用又は柔軟利用若しくはその両方により、開所日ごとに利用枠を設定します。利用枠は、運営規程に定める利用定員の範囲内で決定し、利用定員を超過して受け入れることは認められません。

エ 應諾義務

利用可能枠（月10時間）の範囲において利用の申し込みがあった場合には、認定こどもに対して支援の提供を行わなければなりません。ただし、アレルギー対応など、正当な理由により支援の提供が困難であると市が判断した場合には、この限りではありません。

(4) 開所時間等

開所日及び開所時間は、実施事業者において定めますが、平日1日に対して8時間を開所時間の標準とします。

(5) 利用料等

ア 利用料

一人1時間あたり300円を標準とし（※令和7年度の標準額となります。8年度の取り扱いについては、国から通知され次第お知らせいたします。）、実施事業者において利用料を定め徴収します。

※キャンセル対応

「盛岡市こども誰でも通園制度キャンセルポリシー」に基づき、無断キャンセルの場合に限り徴収できるものとします（令和7年度の基準。8年度の取り扱いは、国から通知され次第お知らせいたします）。

イ 減免対象

生活保護世帯、非課税世帯等は、利用料の減免対象となります。

項目	減免額
生活保護受給世帯	1時間 300 円
住民税額非課税世帯	1時間 200 円
市民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯	1時間 200 円
要支援・要保護家庭	1時間 200 円

ウ 実費徴収

利用料金に加えて、給食提供などの実費相当額については、実施事業者が重要事項説明書等で定め、保護者から同意を得たうえで徴収することができます。

(6) 全体的な計画及び個別計画の作成

発達に応じた子どもの育ちに適した安全な環境を整えるため、子どもの育ちに関する長期的

見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた個別計画を作成することが必要です。

(7) 障がい児等への支援の提供

ア 提供体制の整備

障がい児、医療的ケアを必要とする子ども及び配慮が必要な児童やその保護者が、当該事業を円滑に利用できるような提供体制の整備に努める必要があります。

イ 配慮が必要な家庭への対応

利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、子育てあんしん課に報告するとともに、関係機関との連携に努める必要があります。

ウ 公定価格の加算適用

障がい児又は医療的ケア児への支援の提供については、公定価格の加算適用のため、事前に市に協議を行う必要があります。

(8) 事故報告

利用中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（市通知）」に基づき、事故報告を行う必要があります。

3 給付費（令和8年度）

事業実施に係る給付費は、公定価格に基づき、利用実績（利用時間）により市から給付します。

(1) 基本分単価・加算分単価（子ども一人1時間当たり）

【基本分】

年齢	単価
0歳児	1,700円
1歳児	1,400円
2歳児	1,400円

【加算分】

項目	単価
障害児加算	600円
医療的ケア児加算	2,500円
要支援家庭の子ども加算	600円

※キャンセル対応

利用日当日のキャンセルなど「盛岡市こども誰でも通園制度キャンセルポリシー」に該当する場合は、利用したものとみなし利用実績に加えることができます（令和7年度の基準となります。8年度の取り扱いは、国から通知され次第お知らせいたします。）

(2) 生活困窮家庭等負担軽減加算

生活保護世帯、非課税世帯等の利用料を、減免決定の内容に従って減額した場合、減額分を加算します。

(3) 初回対応加算

事前面談を30分以上及び事後面談を10分以上実施した場合に加算します。ただし、面談記録を残すことが必要です。

前回の利用から半年以上期間が空いた場合も同様の対応を行うことで加算の対象とします。

年齢	単価
0歳児	1,700円
1歳児	1,400円
2歳児	1,400円

(4) 保護者支援面談加算

利用している子どもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算します。ただし、面談記録を残すことが必要です。

1回当たり単価 1,400円

(5) 賃借料加算

賃貸物件において、実施する場合に加算します。賃貸借契約額（月額）が上限となります。

1時間当たり単価 200円

4 応募方法

事業実施を希望する事業者は、応募要件を御確認の上、市と事前協議後に、申請書等を御提出ください。

(1) 応募要件

次の要件を全て満たす事業者とします。

ア 応募時点において、市内で保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等、幼稚園、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等を運営する者であること。

イ 「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」（以下「市条例」という。）及び「市条例に基づき省令等に定める基準の例によるものとしている当該省令等」に定める基準を満たし、事業開始日までに適切な事業の実施体制が整えられると判断できる者であること。

なお、認可基準等の詳細については、「盛岡市乳児等通園支援事業の設備運営基準等の手引き」を参照すること。

ウ 児童福祉法第34条の15第3項第1号から第3号に該当する者であること。

エ 児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しない者であること。

オ 役員、理事又は営業所等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないと確認できる者であること。

(2) 事前協議

認可申請を行う（検討中の場合を含む）事業者は、申請前に、市との事前協議が必要です。

日程を調整しますので、「8 お問合せ・申請先」まで御連絡ください。

なお、令和8年4月1日から事業を実施する場合は、事前協議の実施期間を概ね8年1月

19日から1月30日まで予定しておりますので、御承知おきください。

(3) 提出書類

- ア 乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式1号）
- イ 乳児等通園支援事業実施計画書（様式2号）
- ウ 職員配置及び資格等に関する調書（様式3号）
- エ 事業収支予算書（様式4号）
- オ 施設平面図
- カ その他必要な添付書類（添付書類一覧のとおり）

(4) 提出方法

「8 お問合せ・申請先」までお持ちいただか郵送により御提出ください。

併せて、電子メールアドレス宛てにデータの御提出もお願いします。

(5) 提出期限

- ア 令和8年4月1日から事業を実施する場合
令和8年2月13日(金)まで
- イ 令和8年5月1日以降に事業を実施する場合
随時、申請等を受け付けますが、事業開始日については、市との協議により決定します。

5 事業認可・事業者確認の通知について

市が受理した申請について、審査の結果、各基準等を満たし適切な事業者であると判断した場合には、乳児等通園支援事業の認可・特定乳児等通園支援事業者の確認の通知を行います。

また、特定乳児等通園支援事業者の確認を行った場合は、当該事業者について法令に基づき公示（市のホームページに掲載）します。

6 質疑応答

(1) FAQ

国のFAQのほか、市においてFAQを作成していますので御確認ください。

※市のホームページからダウンロード願います。

子育てあんしん課のURL：

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1055387/index.html

(2) 質問事項

その他、質問事項がある場合は、次のURL（Microsoft Forms）にて、お問い合わせください。共通の質問・回答事項については、市のFAQに随時追加します。

質問事項入力フォームのURL：<https://forms.office.com/r/NwR1w546Kq>

7 スケジュール

令和8年4月1日から事業を開始する場合のスケジュールは、次のとおりです。

事前協議	令和8年1月19日～30日
申請書等の提出期限	令和8年2月13日（金）
認可決定及び通知等	令和8年3月初旬
利用者との事前面談等の受付開始	令和8年3月中旬以降
事業開始	令和8年4月1日

8 お問合せ・申請先

申請先： 盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 担当：松坂（まつざか）
住所：〒020-0884 盛岡市神明町3番29号（盛岡市保健所1階）
電話：019-626-7553（直通） ファクス 019-652-3424
電子メール：kosodateansin@city.morioka.iwate.jp